

可児市空家等対策計画 概要版

第1章 計画の概要

■計画の背景【P1】

- ・全国的に空家等が増加、可児市においても空家等が増加傾向、将来も増加予想
- ・十分に手入れされないまま放置され、防災、衛生、景観等の面で周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空家等が顕在化
- ・空家等に対する施策を推進するため、空家等対策の推進に関する特別措置法が平成27年5月に完全施行

■計画の目的【P1】

- ・市民が安全、安心に暮らすことができる生活環境を確保するとともに、活力あるまちづくりを推進するための手段の一つとして、空家等の発生を抑制すること及び管理不全な空家等を減少させること

■計画の基本的事項【P2】

- ・対象期間: 平成29年度から平成32年度(4年間) / 対象区域: 市全域

■空家等対策の位置づけ【P4】

- ・「まちの安全づくり」、「活力あるまちづくり」を進めるための対策

第2章 空家等の現状と課題

■可児市の現状【P8】

- ・今後も年少人口の減少、老人人口の増加が進行することが予想
- ・住宅団地においては、市全域と比べ、高齢化が顕著
- ・今後は全国平均と比べ、空家率がさらに高くなることが予想

■空家現況調査の結果【P16】

- ・市全域で810件(平成27年度空家現況調査)
- ・建築物自体が破損しているものは少ない。住宅団地内が全体の約60%

■所有者アンケート調査の結果【P22】

- ・所有者等の年齢層は60歳以上が全体の約70%
- ・耐震基準の見直し(昭和56年)以前の物件が全体の約70%
- ・ほとんどの場合、自分若しくは家族、親族が管理
- ・住宅団地においては、造成時期が古い団地ほど、所有者等が様々な不安あり
- ・「除却するつもりがない」と考えている方が約50%で、住宅団地で高い傾向

■現状からみた問題【P30】

- ・今後一層空家等が増加
- ・放置された空家等、危険な空家等が増加
- ・所有者の高齢化により、管理の行き届いていない空家等が増加
- ・空家等の多くが耐震基準を満たさず、活用が困難
- ・住宅団地内の物件を中心に、売却意向が高いが、流通につながらず

■空家等に関する課題【P31】

- ・空家等の実態・段階に応じた対策が必要
- ・住宅団地に対する対策が必要
- ・各主体の連携及び推進体制の構築が必要

第3章 空家等対策の基本方針と施策

空家等の実態把握【P36】

- ◎空家等実態調査の実施
- ◎所有者等意向調査の実施
- 空家等データベースの更新・維持
- 空家等位置情報の共有

空家等に関する相談への対応【P37】

- ◎相談窓口の一本化
- 専門家団体等と連携した相談体制の充実支援

空家等の適正管理の促進【P38】

- ◎空家等の適正管理に関する啓発
- ◎空家等の発生抑制や空家等対策に向けた事前準備に関する啓発
- 専門家団体とのマッチング
- サービス事業者登録制度の実施

空家等の利活用の促進【P39】

- かに暮らし(定住・移住)発信サイト「KANISUKI(カニスキ)」の活用
- 空き家・空き地バンク制度の促進
- 所有者等と不動産事業者等とのマッチング
- 事例紹介
- ◎所有者等と地域における利用意向とのマッチング

跡地等の利活用の促進【P40】

- 除却に向けた助言・指導
- ◎除却に関する助成支援
- 事例紹介(再掲)
- ◎所有者等と地域における利用意向とのマッチング(再掲)

特定空家等の対策【P42】

- 特定空家等に関する判定の手続き
- ◎特定空家等に対する措置

* ◎は本計画の期間内に
重点的に実施する施策

空家等対策の推進【P44】